

事務連絡

令和5年6月8日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について(周知依頼)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)が、令和4年12月16日に公布され、既に本年1月5日から施行されているところですが、このたび、同年6月1日に禁止行為及び取消権の一部の規定(第4条第3号・第4号及び第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。))が施行されました。これに伴い、当該法の全ての規定が施行され、消費者庁より添付のとおり周知の依頼があったところです。

つきましては、各所属の職員に周知していただくとともに、都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校(以下、「高等学校等」という。)及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校(以下、「幼稚園等」という。)に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して周知をお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育推進係 担当:伊藤・上野

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111(3462、2260)

Mail consumer@mext.go.jp